

東大和市新学校給食センター建設に係る概況調査の結果について

平成25年9月5日（木）南街公民館

平成25年9月8日（日）桜が丘市民センター

1 土地履歴調査

- (1) 根拠：都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下、東京都環境確保条例）第117条第1項。3,000㎡以上の敷地内における土地の形質の変更による。
- (2) 実施期間：平成25年2月4日～3月31日
- (3) 結論：建設用地には過去に農林業機械等を製造する工場が立地。昭和47年から平成12年まで水質汚濁防止法の特定施設の届出がなされており、土壤汚染対策上の有害物質も届出されていたことから、土壤汚染のおそれがある（ただし、工場は桜が丘市民広場西側まで連続して立地していたことから、建設用地部分に有害物質を取り扱った工場等が建っていたかどうかは不明）。

【参考1 土地履歴調査結果】参照

2 土壤汚染概況調査

- (1) 根拠：東京都環境確保条例第117条第2項
- (2) 調査場所：東大和市桜が丘2丁目142番地
- (3) 調査対象面積：約3,100㎡ 全36区画
- (4) 調査物質：東京都環境確保条例が定める有害物質全26物質のうち21物質

区分	対象物質数	今回調査対象物質数	分析内容（単位）
第一種有害物質 （テトラクロエチレン等の揮発性有機化合物）	11物質	11物質	土壤ガス濃度 （volppm）
第二種有害物質 （カドミウム、六価クロム、鉛等の重金属等）	9物質	9物質	土壤溶出量（mg/L） 土壤含有量（mg/kg）
第三種有害物質 （PCB、農薬等）	6物質	1物質	土壤溶出量（mg/L）

※第三種有害物質については、土地履歴調査の結果、農薬使用履歴がないため、PCBのみを今回調査対象物質とした。

- (5) 契約期間：平成25年6月25日～8月30日

(6) 調査結果：概況調査結果のうち、基準値を超過した物質は以下のとおり。区画位置については別紙参照。

項目		区画数	分析結果	基準値	分析内容
第一種 有害物質	テトラクロロ エチレン	3区画	3区画とも 0.1volppm	0.1volppm 未満	土壌ガス濃度
	第二種 有害物質	ふっ素及びそ の化合物	2区画	0.83mg/L 1.2mg/L	0.8mg/L
		土壌含有量は全て基準値を超過せず。			
第三種 有害物質	土壌溶出量は全て基準値を超過せず。				

※土壌溶出量基準：地下水等の摂取による健康影響の観点（具体的な地下水調査は詳細調査として実施）。**汚染された地下水を毎日2L、70年間飲み続けた場合、10万人に1人に健康被害が生じる基準値を設定。**

※土壌含有量基準：土壌の直接摂取による健康影響の観点。**一生涯（70年）汚染された土地に居住し、100mg/日（6歳以下の子どもは200mg/日）の土を食べた場合、10万人に1人に健康被害が生じる基準値を設定。**

（参考：「指定基準値の設定の考え方」環境省土壌環境施策に関するあり方懇談会資料）

※第一種有害物質については、3区画について、詳細調査で土壌溶出量を測定する。

3 今後の対応及び日程

(1) 詳細調査の実施

①調査区画：基準値を超過した全5区画

②調査項目：

項目		区画数	基準値 (mg/L)	分析内容	備考
第一種 有害物質	テトラクロロ エチレン	3区画	0.01	土壌溶出量	テトラクロロエチレンが基準値を超過したため、土壌中で分解して生成されるおそれのある3物質についても、調査対象とする。
	1,1-ジクロロ エチレン		0.02	土壌溶出量	
	シス-1,2-ジク ロロエチレン		0.04	土壌溶出量	
	トリクロロエ チレン		0.03	土壌溶出量	
第二種 有害物質	ふっ素及び その化合物	2区画	0.8	土壌溶出量	

③調査方法：上記②の項目について、ボーリング調査を行う。

④日程：平成25年度中実施

現地作業 平成25年10月1日（火）～11日（金）（5日（土）・6日（日）を除く）

※なお、桜が丘市民広場(新学校給食センター建設用地部分)の立入制限は必要がない。
 (2) 汚染拡散防止措置：詳細調査の結果により、掘削除去等の適切な措置を実施する。

平成26年度実施予定(今後東京都と調整する)

(3) 新給食センター稼働 平成29年4月(当初平成28年4月稼働であったが、土壌汚染調査実施のため、平成25年5月に稼働を1年延期とした)

【参考2 東京都環境確保条例 手続きの流れ】参照

【参考1 土地履歴調査結果】(社名等は登記簿による)

昭和14年 日立航空機(株)(航空機エンジンを生産。建設用地付近に技術部研究室棟が立地)

昭和24～52年 日興工業(株)→(株)日興製作所→東京瓦斯電気(株)→富士自動車(株)
 →ゼノア(株)→小松ゼノア(株)(航空機・自動車エンジン、トラックボディ、ポンプ、農林業機械、建設機械等製造)

※ゼノア(株)・小松ゼノア(株)で所有していた工場等：特車組立工場／航空エンジン工場／
 鑄造工場／塗料調合所／コンプレッサー室／部品塗装工場／危険物屋外貯蔵所 等

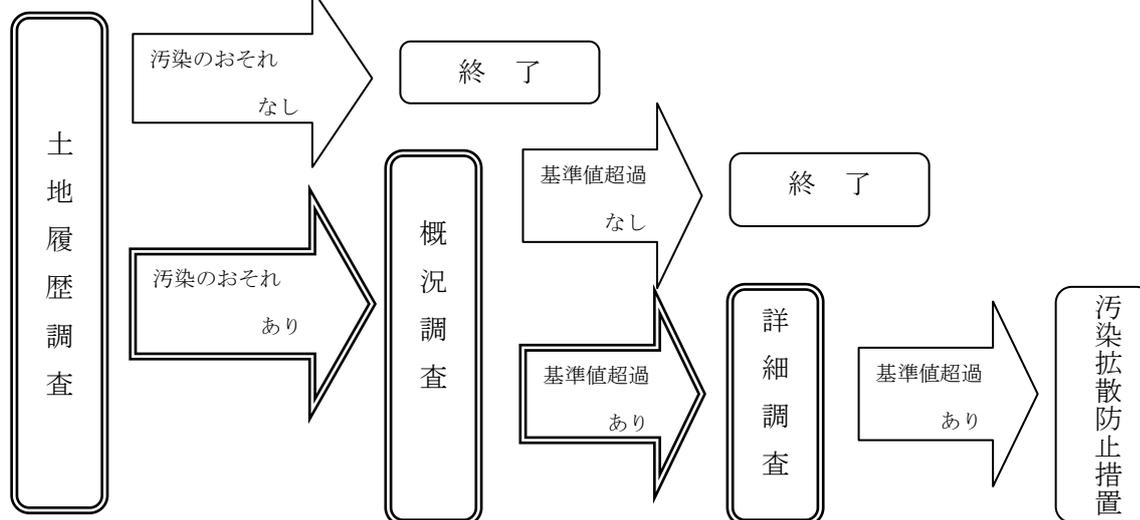
(ただし、各施設とも新給食センター建設用地部分に立地していたかどうか不明。)

昭和53年 所有地

昭和54年 建物がすべて取り壊される(登記簿上)

昭和61～63年 東大和市有地(東京都より分割購入)

【参考2 東京都環境確保条例 手続きの流れ】



【問い合わせ】東大和市教育委員会 学校教育課 給食課
 (第二学校給食センター内)
 電話564-1282